

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金
グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

国民年金保険料を納付できないときは

免除制度をご利用ください!

令和5年度

国民年金保険料 申請免除・納付猶予

7月3日(月)から受付開始

自分にあった
免除制度について

- ・ 申請免除制度
- ・ 納付猶予制度

次のページをご覧ください



仕事をやめて
生活が
厳しい...



収入が少なく、
これ以上家族に
負担をかけたく
ない...

など

保険料が納められないからといって、そのままにしているませんか?



未納のまま放っておくと、いざというときに年金を受け取ることができなくなってしまいます。保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では大きく異なります。あなたの年金を守るためにも、免除制度を利用しましょう。

何もせずに
未納にすると

保険料の未納が続くと、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

こんなに違う、免除と未納

	申請免除	納付猶予/学生納付特例	未納
老後のための 老齢基礎年金 の 受け取る年金額に	△ 減額されますが、計算されます	× 計算されません	× 計算されません
の 受給資格期間に	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません
もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金 の 受給資格期間に	○ 算入されます	○ 算入されます	× 算入されません



申請免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた人で現在納付できる人は、追納制度をご利用いただけます。

追納

免除や納付猶予などを受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受けとる老齢基礎年金の年金額を増やすため10年以内なら、さかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。お申し込みは年金事務所へ。

那覇年金事務所 国民年金課 (代)TEL:098-855-1111(自動音声案内2⇒2)

免除制度

第2号被保険者(厚生年金、共済加入者)、第3号被保険者(第2号被保険者の配偶者)、任意加入被保険者は免除の対象外となります。

申請免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれが、次の①～③のいずれかに該当する場合に、申請して認められると保険料の納付が全額免除、または一部免除されます。

- ①申請する年度の前年所得がない、または一定基準額以下の人(詳しくは、**【前年所得の基準について】**の下記表を参照してください。)
- ②障がい者、寡婦またはひとり親で、申請する年度の前年所得が135万円以下の人
- ③退職(失業)や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人(特例免除といいます。)

※学生納付特例(下部の「その他の制度」参照)の対象となる人は、申請免除の申請はできません。

「特例免除」について

免除申請する本人や配偶者、世帯主について退職(失業)などの事実がある場合が対象となります。通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職(失業)などがあつた人の所得を除外して審査を行い、認められると国民年金保険料の納付が免除されるものです。詳しくは那覇市役所 ハイサイ市民課 国民年金グループまでお問い合わせください。



◎申請免除の種類 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除

一部免除の場合、下表の納付すべき保険料を納付しないと免除にならず未納となりますのでご注意ください。

(令和5年度定額保険料16,520円/月)

免除の種類	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
納付すべき保険料(月額)	0円	残り4分の1 (4,130円)	残り半額 (8,260円)	残り4分の3 (12,390円)

世帯主の所得が高く 申請免除に該当しない人は...



納付猶予制度

申請する本人が50歳未満で、本人、配偶者それぞれが、上記の申請免除制度の①～③のいずれかに該当する場合に、申請して認められると保険料の納付が猶予されます。※世帯主の前年所得は、審査の対象になりません。

前年所得の 基準について

下記表の所得金額以下の人、申請免除または納付猶予の対象となります。

申請免除：本人、配偶者、世帯主のそれぞれが、下記表の所得金額以下の人
納付猶予：本人、配偶者のそれぞれが、下記表の所得金額以下の人

下記表の所得金額は目安であり、所得の種類、扶養親族等の数、社会保険料控除額等の状況によって、申請免除または納付猶予に該当しない場合もあります。所得審査の結果、申請免除または納付猶予が該当しない場合は、却下となります。

扶養人数	全額免除 納付猶予	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養(夫婦・子2人)	172万円	202万円	242万円	282万円
1人扶養(夫婦のみ)	102万円	126万円	166万円	206万円
扶養なし	67万円	88万円	128万円	168万円

・「3人扶養」および「1人扶養」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合。

・「3人扶養」のお子さんは、ともに16歳未満の場合。

その他の制度

【法定免除】届け出ると免除になる制度です

対象となる人：生活保護法の生活扶助を受けている人や障害基礎年金・障害厚生年金(1級・2級)を受けている人など

【産前産後期間の保険料免除制度(平成31年4月からの制度)】

産前産後期間として認められると、他の免除・猶予等より優先され、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる人：国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月以降の人

【学生納付特例制度】学生で保険料納付が困難なとき、納付を猶予(先送り)できる制度です

対象となる人：学生で、所得が一定基準額以下の人



手続き ▶▶▶ 令和5年度の免除・納付猶予の申請は7月3日受付開始!!

免除対象となる期間：令和5年7月から令和6年6月まで

7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

申請が遅れても、所得審査の結果認められると7月にさかのぼって申請免除または納付猶予を受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受け取ることができなくなる場合がありますので、8月末までに申請することをおすすめします。

過去の期間に保険料の未納がある場合は、申請の日から**過去2年1ヶ月前**まで申請できます。申請はお早めに!!



手続きに必要なものは?

- 年金番号がわかるもの(年金手帳・納付書等)・身分証明書
- **本人・配偶者・世帯主のなかに、次の条件に該当する人がいる場合**
- 令和3年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた人(特例免除対象者)は、離職票、雇用保険受給資格者証、又は退職辞令書(公務員を退職した人)があればご用意ください。
- 前年度に「全額免除又は納付猶予の継続申請」が認められている人は、日本年金機構から、継続審査の結果が通知されます。

受付場所
受付時間

那覇市役所本庁舎1階11番(国民年金)窓口にて平日の午前8時30分~午後5時15分まで受付。**支所では受付できません。**混雑が予想されますので、午後4時30分までに窓口へお越しください。

代理の方が申請する場合は、本人直筆の委任状が必要です!

委任状の様式は、日本年金機構ホームページよりダウンロードできます。また、委任状は以下の事項を記載した任意の用紙でも有効です。

日本年金機構ホームページ
委任状様式・記入例



- 1 委任年月日(委任状を作成した年月日)
- 2 代理人の氏名
- 3 代理人の住所
- 4 本人との関係
- 5 本人の基礎年金番号通知書、納付書、年金証書などに記載されている基礎年金番号
- 6 本人の氏名
- 7 本人の生年月日
- 8 本人の住所
- 9 本人の電話番号
- 10 委任する内容(例：国民年金への切替、国民年金保険料の免除等について)

※年金加入履歴の記録の交付を委任する場合は、「代理人へ交付を希望」か「本人宛郵送」を記載してください。

新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除等の臨時特例措置は令和4年度分の申請をもって終了します。

詳しくは国民年金グループまでお問い合わせください。

郵送申請のご案内

免除申請やそのほか一部の手続きは、郵送での届け出も可能です! 申請書は、日本年金機構ホームページから印刷できます。申請書と必要書類を添付のうえ、市役所または年金事務所まで郵送してください。

お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市役所 ハイサイ市民課
国民年金グループ(本庁1階11番窓口) TEL: 098-861-6901
〒900-0025 那覇市壺川2-3-9
那覇年金事務所 (代)TEL: 098-855-1111(自動音声案内2→2)
日本年金機構ホームページ: <https://www.nenkin.go.jp>

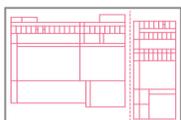
令和5年
2月20日
利用開始

国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

ご利用に必要なもの

1 納付書



2 スマートフォン



3 決済アプリ



※金融機関等が提供するアプリを含む
詳細は、PayBのホームページ(<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

■スマホ決済の流れ



※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。
※各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

マイナポータルから国民年金手続きの電子申請ができます!

対象手続

- ① 国民年金第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更等)
- ② 国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ③ 国民年金保険料学生納付特例の申請

メリット 1 24時間365日、申請ができます!

メリット 2 スマートフォンから申請できます!

メリット 3 処理状況も申請結果も確認できます!

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です▶

手続にはマイナナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。



<https://myna.go.jp>



※「マイナポータル」とは、行政手続のオンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

老後のそなえ 老齢基礎年金

令和5年度 老齢基礎年金の年額

満額792,600円(68歳以上の方)

満額795,000円(67歳以下の方)

(20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合)



老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには10年以上の受給資格期間が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、この10年の受給資格期間に算入されます。

ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間(海外に居住していた期間等)は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

病気やケガで障害が残ったら 障害基礎年金



令和5年度 障害基礎年金の年額

1級障害 990,750円(68歳以上の方)
993,750円(67歳以下の方)

2級障害 792,600円(68歳以上の方)
795,000円(67歳以下の方)

障害基礎年金は、国民年金加入中または60歳以上65歳未満で国内に住所のある方、または20歳になる前に初診日(初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受け取ることが出来る年金です。受給には、一定の納付要件を満たす必要があります。(20歳前に初診日がある場合は納付要件不要)(老齢基礎年金を繰上げ受給している方は障害基礎年金を請求出来ない場合があります。)

納付要件について

(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が被保険者期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件(初診日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

大事な働き手を亡くしたとき 遺族基礎年金



令和5年度 遺族基礎年金の年額

792,600円+子の加算額※(68歳以上の方)

795,000円+子の加算額※(67歳以下の方)

(子のある配偶者が受け取る場合)

遺族基礎年金は、「国民年金加入中の方」、または「国民年金に加入していた60歳から65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方」が亡くなったときに、その方に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

●子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子です。

※子の加算額 1人目および2人目の子の加算額 各228,700円
3人目以降の子の加算額 各76,200円

納付要件について

(次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要)

①3分の2要件

亡くなった日の前日において、亡くなった日の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が被保険者期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件(亡くなった日が令和8年3月31日までにある場合の特例)

亡くなった日の前日において、亡くなった日の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

年金額の改定について詳しく知りたい方は日本年金機構のホームページもご確認ください。

日本年金機構 年金額の改定

検索

